

四 差別制度の具体化と拡延

人別改帳を 小倉藩では藩土の掛米は統き、商品流通の拡大はいよいよもつて生活を苦しくする。年貢増別帳仕立て 徵の基礎を固めるため、大里（門司区）・猿喰（同）その他新地の開拓も行われる。新地には特別に年貢減免の優遇措置を講ずるなどの助成はするが、藩が自分の手で大規模な新地開拓をするまでは至っていない。

商品流通は農村に商品作物の栽培を促すとともに、これら農村商品を取り扱う大商人が、農村の中から生まれてくる。行事（行橋市）の玉江家（飴屋）はもともと百姓であったが、宝永六年（一七〇九）に飴屋を始め、やがて綿実商（綿の実から油を絞るため、繰綿をつくった残りの実を買い集める商人）を始め、これを足場に一七四〇年ごろまでには領内の綿実座の中で最大の実力者にのしあがる。十八世紀の中ごろには葛蠟・鶏卵などを買い集めて大阪に登し、戻り船には雑貨や日用品を積んで帰り、藩内で売りさばいた。同時に質屋・酒造業・醤油醸造と半世紀の間に藩内第一の実力を持つ大商人に成長した。享保の大飢饉を契機として、農村の人びとに金を貸し、その質物として田畠を受けとり、土地の集積もしており、農村の窮乏化が大商人を生む鍵にもなったのである。

元文三年（一七三八）は午年なので、人別改めを行つて人別帳を幕府に提出する年に当たつている。この年三月、小倉藩では享保十七年（一七三二）の宗門改帳を別仕立てにした前例にならい、穢多・非人の人別

帳は別帳に持つてあるよう達した。被差別部落を共同社会から疎外しようとする藩側の意志は、着々として定着していったのである。元文三年（一七三八）の藩からの達しを見てみよう。

一、このたび御領内人数相改め、公儀へ差し上げられ候、よつて御領中僧俗男女当歳子に至るまで壱人も残らず、歳・名まで委細書き記し差し出すべく候、改め方の次第、別紙相記し差し出し候

一、寺院へは寺社奉行より申し渡され候間、その村の庄屋へ書付請け取り、村帳に相記し差し出し申すべく候

右、彦山の儀は別段に出し候間、村方より掛け合いに及ばず候

一、手永の帳面出来の上、大寄帳壱冊仕立て相添え差し出し申すべく候

一、召仕めしゅうの男女、別帳仕立て申すべく候

一、穢多・非人、これまた壱人も残らず、別帳仕立て差し出し申すべく候

右の通り、来る四月廿九日までの内、間違いこれ無き様に念を入れ帳面相記し差し出し候様、御申し付けこれ有るべく候

午うの三月十五日

年貢収奪の強化策

享保期の天災・飢饉、特に享保十七年の大飢饉は藩財政にとつても大きな痛手を与えたことは想像に難くない。藩としてはなんとしても早急な体制確立が最大の必要事であつた。大飢饉による農村の荒廃から、ようやく立ち直りを見せ始めた元文期（一七三六—四二）、藩は早くも年貢確保の手段を講じてきた。これまで年貢の収納に当たつては、不作の田や村には検見役人を派遣して

実態を調べ、不作の内容に応じて年貢高から引いていたのであるが、検見をやめ、定まつた免（年貢を納める率）のとおりに徵収することにしたのである。しかし實際には作不作があるので、過去の実績によつて郡内の平均を出し、これをもつて郡の納める数量を決めるということにしている。郡としては定まつた量を納めるため、各村に対しては余分に割り掛けた量を納めさせ、それを財源にして不作村の納め不足分を充足するために貸し出した。これを惣定免制といい、まず田川郡で実施され、約二〇年続いたといわれている。これは各村（すなわち百姓）から見れば明らかに納米の増加となる。また郡内での融通ができる場合は、大商人や他領の商人・豪農などから借金をしなければならない。藩の年貢徵収は安定するが、農村は窮乏を加えていった。

風俗取締り

生活の困難は小倉藩だけではなく、特に十八世紀の半ばを過ぎるころからは、全国的にも農民騒動が頻発する。延享三年（一七四六）には、幕府の天領である豊後国日田代官所管内の村々の中、一〇カ村の農民男女四九〇人余が田川郡の添田に逃散ちよざんしてくるという事件が起つた。世情の騒然とした様が、小倉藩の農民の間に直接に伝わつてくるのである。これは他人ごととして見過ごせないことが自分たちの生活の中から感じられてくる。

藩当局はこれを風俗の悪化としてとらえ、なお一般に博奕ばくちなどの勝負ことや、芸人が村内に立ち入つたり、芸ごとが盛んになつたり、あるいは盜賊などの横行が目立つなどで、藩では治安維持の強化をもつて体制維持に努めねばならなくなつた。寛延三年（一七五〇）と宝曆十年（一七六〇）、藩は取り締まりの達しを布告する。

寛延三年（一七五〇）の達し

一、御郡中において、踊り・繰りは申すに及ばず、その外術致し候者、村内へ留め申すまじき旨、前々堅く申し付け置き候ところ、近來相緩み、村々へその芸を致させ、泊め候儀もこれあり候よし、もつとも宿筋にて通りがかりに泊まり申すまじきものにてもこれなく候、しかるところ、往来の宿筋にてもこれなく候ところに、行き暮れ候と申すにつき、よんどころなく借し候などと申す族も相聞こえ候、宿筋にてこれなく横行せしめ候はば、村々より往来へ送りだし、村中へ立ち入られ申すまじく候、右体の者留め候者もこれあり、その業を致させ候えども、庄屋どもさし留め候儀、相成りがたき筋もこれあり候はば、村中の男女、その場所へ老人もさし出さず、右の趣早速御役人中へ申しつべく候こと

一、博奕・諸勝負、前々停止申し付け置かしめ候のところ、忍び忍びに相催し候趣相聞こえ候、村々人別吟味を遂げ、疑わしき者もこれあり候はば早速申しつべく候、自然申しつべする次第も候はば、目安に書き入れ申すべく候、外より露顕せしめ候はば村中曲事申し付くべきこと

付けたり、揚弓・三味線等、總じて在中不似合ふにあひの遊び、一切致すまじきこと

一、近來村々盜人徘徊致し候、畢竟博奕などいたす者これあり、この業に取り入り、宿致し候につき、盜賊入り込み候儀と相聞こえ候、村々五人組は申すに及ばず、近村申し合わせ、相互に昼夜相しらべ、胡乱體うらんたいの者見当たり次第、早速召し捕り申しつべく候、かつまた村々山番人さんばんじんども儀は隣家これなくにつき、右体の者をも致す儀これあるべく候条、これまた念を入れ、心を付け、胡乱なる儀

見聞次第、早速申しいずべきこと

付けたり、御郡中穢多・非人ども儀は、盜人体相しらべ申す筈のところ、右の詮議をば致さず、かえつて右体の者引きあわせ、宿をも借し候よう相聞こえ候、ただいままで不調べにいたし候儀はその分にさし免じ候、この後随分心掛け、盜人または胡乱なるものども召し捕り候よう仕るべく候、この旨、村々庄屋どもより人別委細に申し聞かすべく候、召し捕り候者には急度ほうび申し付くべきこと

右の趣、御郡中村々はしばし、ならびに名子・荒仕子あらしそに至るまで人別申し聞かせ、めいめい相互にしらべ合させ、少々たりとも紛らわしき儀これあり候はば、その村々庄屋へ早速申しいすべく候、もし隠し置き、他所より相顯あらわれ候はば、庄屋・方頭ほうがしら・五人組まで重科申し付くべき旨、堅く御申し付けこれあるべく候

午うまの二月九日

以上

宝曆十年（一七六〇）の達し

- 一、御郡中近來打続さくかたき作方よろしくこれあるにつき、自然と末々まで相ゆるみ、その上かしら頭立ち候者、不相応の遊興相催し候趣相聞こえ候………（以下略）
- 一、博奕・諸勝負、堅く停止せしめ候段………（以下略）
- 一、博奕相催し候者召し捕り詮議を遂げ………（以下略）

一、村々へ居り候非人どもは、諸人の恵みをもつて渡世致し候につき、その方角に盜人ども立ち入り申さず候や、昼夜心掛け打ち回り申すはずの所、さはこれなく、近來、盜人召し捕り、宿等の調べ致し候えば、非人小屋へ宿致し、博奕致すの趣白状に及び候、以来胡乱の者參り候は、その通りに致し置き候はば、かえつて所の害を致させ候につき、穢多どもへ申し付け、存分に片付けさせ申すべきこと

一、非人ども村々打ち回り候節、博奕取り扱いなど致し候ものどもこれなきや氣を付け、博奕相催しがて相見え候は、見定め候てその座へ立ち入り、有り合わせの米銀押さえ取り、その次第申しいづべく候、もつとも押さえ取り候米銀は多少に限らず、直にさし遣わし候条、この旨穢多頭より申し付け置き候よう申し聞かすべきこと

一、博奕取り扱い候を………（以下略）

一、御郡中の者ども…………（以下略）

右の趣、堅く相守り申すべき段、人別委しく申し聞け候よう御申し付けこれあるべく候

辰の四月五日

藩では寛延三年（一七五〇）、宝曆十年（一七六〇）の二度にわたって、風俗のゆるみを戒めるとともに、穢多・非人に対して、これら違反者・犯罪者の取り締まりを命じている。特に非人がこれらに加担していることも考えられるとして、穢多は非人の監督を厳重にするよう達している。

宝暦十年（一七六〇）の達し文によると、これら悪風俗の流行は「近來打ち続き作方よろしく……（中略）

……不相応の遊興相催」すことになったのが一因となつてゐる。実際に作方がどの程度よろしかつたのか不明であるが、安永三年（一七七四）、五年（一七七六）と疫病が流行して多くの死者を出し、安永七年（一七七八）は暴風雨で損害の大きな年であつた。藩の達しに見られる悪風俗の流行は、小倉藩に限つたことではなく、封建体制維持の上からする全国的な問題であつた。旅僧・修験・瞽女・座頭・物もらいや浪人体の者などが村々を徘徊し、合力・止宿を強要することが増え、安永三年（一七七四）幕府は穢多・非人にこれらを捕らえさせるよう触れだしてゐる。享保期の農村荒廃からの復興に当たり、多くの浮浪者が出るとともに、彼らは被差別部落に落ち着きの場所を求めたと思われる。小倉藩でも出奔百姓が被差別部落に入つていくので、その取り調べを実施しており、このことからも、それは裏づけられる。そこには被差別部落とその人びとの実力がしだいに上昇していくことが考えられるのである。

犬甘の家老就任と 差別政策の具体化

このような中で、幕府は安永七年（一七七八）差別法令を全国に発布する。小倉藩ではこの法令の出る一年前の安永六年（一七七七）、犬甘兵庫知寛が家老に就任して、疲弊に陥つてゐる藩財政立て直しの大改革を始める時代に入つてゐた。犬甘の改革の内容は先に述べたが、農民が嘆願のため大挙して小倉城下に押し寄せるという状況に至るまで、農民の犠牲によつて藩財政の立て直しを推し進める。農民に強い犠牲が大きいほど、それは絶えず差別の強化を伴つて進行するということが、實に露骨に現れてくる。この安永七年の差別法令をしてこととして、改革一農民へのシワ寄せ一をばく進させたとも考えられる。まず、安永七年の差別法令から見ていく。

幕府は被差別部落に対し、「穢多・非人風俗の儀に付き御触れ書」の法令を発し、小倉藩はそれに添え書きの形で追加法令を出す。幕府が発した法令は次のような内容である。

近ごろ穢多や非人たちは風俗が悪くなり、百姓や町人に無理・勝手な行いをしたり、百姓の風俗をして旅宿や煮売り屋や小酒屋などに立ち入つてゐる。これを見咎めると^{とが}言いがかりをつけてくる。百姓・町人はこんなことになると外聞も悪いと思い放つて置いたので、いよいよ増長して勝手な振る舞いをするようになつた。中でも中国筋の穢多・非人・茶筅の者どもは、盜賊や悪党の宿をしたり、盜み物を売り捌く世話をしたことなども大方判明している。先に穢多が申し合わせて村々へ盜み入つた者たちについては、引き回しの上、死罪などの処罰を申しつけたが、やはり風俗は少しもよくならないということを聞いてくる。盜みや悪事をした者はもちろん、百姓・町人にわがまま勝手な振る舞いをした者や、百姓・町人のような風俗をした者たちは厳しく処罰する旨を、かねてから穢多・非人・茶筅の者どもに嚴重に申し渡して置き、これに背く者があれば、幕府領については代官が手代や足軽を派遣して召し捕り、勘定奉行に報告するよう。各藩についてもこれに準じて取り扱うよう。もし放つて置くようなところがあれば、最寄りの幕府の代官が手代や足軽を派遣して召し捕ることにする。そのようになると、それはその藩主の落ち度である。

以上のような幕府の達しを、小倉藩では郡代（領内の農村行政に当たる長官）の名前をもつて各郡の行政を担当する筋奉行に通達した。筋奉行から大庄屋へ、大庄屋から各村々の庄屋へと、それぞれ書き写して伝達され、そして庄屋から村々の住民へと伝達された。

そしてこのとき小倉藩では、この幕府の達しに添えて、さらに詳細な内容の達しを、領民一人ひとりに漏れ落ちなく徹底するよう指示した。その内容は次のようなものである。

幕府からの達しによれば、諸国の穢多や非人は近ごろ風俗が悪くなつたので、厳しく取り締まるよう仰せ出された。そこで小倉藩としては、この幕府の達しとともに、なお守るべきことがらを添えて次のように達する。

一、郡中の穢多・非人は我がまま勝手な振る舞いが多く、百姓家などの戸口へ立ち入るようなことがある。今後は許しなく戸口から内へはいらないこと。

一、小倉城下町への立ち入りは日中だけに限り、夜中は城下町への出入りを禁止する。

また雨天の場合は菰よもぎをかぶり、蓑・笠や手拭などのかぶりものをしないこと。

一、神社やお寺、そのほか人びとがたくさん出ているような場所に入り交じつたり、見物人や道を歩く人の妨げにならないようにすること。

一、穢多は牛馬の処理をしたとき、そのあとに残りものを置き捨てにせず、土中に埋めておくこと。

非人は人の余り物をもらつて生活している者なので、その心得で物乞いをするべきなのに、近年はそのことを忘れ、祝儀・不祝儀の家や葬式の場所で、人が与えないのに無理に要求したり、大声を出して不当の主張をするなどがあると聞いている。これは不届き至極しづくのことである。以後、このような我がまま勝手な振るまいがあつた場合は厳しく罰することにする。

一、非人が小屋から出るときは、必ず首に袋をかけて歩くこと。命じられた役目で出るときも、この姿

を変えてはいけない。

また百姓の身なり風俗に紛れるような衣服を用いず、帯は男女とも幅の広いものは禁止する。小さな物のか、縄の帯をしめる。

一、神社で願解がんとき相撲がある場合、その場所に入り交じつたり見物をするというようなことが時々あると聞いている。これは不届きのことである。以後は勧進相撲の場所であつても、立ち入りは固く禁止する。

一、歌舞伎や縄あわり人形などの芝居しばい興行の場合は、役者の方から穢多頭へ相応の祝儀を差しだして挨拶あいさつをしてきている筈はずである。祝儀の多少にかかわらず、挨拶があつた場合は、芝居興行の差し障りになるようなことをしないこと。渡世とせいのために外出する場合でも、芝居興行の付近は遠慮すること。付けたり

他郡の穢多が見物にきた場合は、芝居があつている郡の穢多頭へ照会し、その指図に従うこと。

一、前々から定めている通り、非人が間違つた行動をしないように、常々穢多が取り締まることになつてゐる。非人はこの定めに背くことのないようによること。もし穢多が勝手なことを言つた場合、非人はその村の庄屋に申し出ること。

一、非人は前々から申し付けて置いたように、田畠を作つてはならないことはもちろん、もし人に雇われても、荷い物をして持ち歩いたり、もちろん田畠の作業などをしてはいけない。

一、火災のときは、その近くにでも決して立ち入らぬこと。

一、拳動不審の者は申すまでもなく、そのほか猿まわし、人形まわし、他国からいろんな勧進で回つてくる者に対しても、休息もさせないこと。

一、近年風俗がみだれ、厚鬟あうびんにしたり、長元結ながもとむすいなどで髪を結うなどは身分不相応のことである。以後このようなことは即刻に改め、藁か引き裂き紙で髪をくくること。もしこれを守らず、百姓・町人などに紛れるようなことをした場合は、古法の通りに厳しく処罰することになる。

一、他領は申すまでもなく、他郡へも往くことは禁止する。どうしても行く必要が起こつた場合は、庄屋か穢多頭へ申し出、その指図に従うこと。

□□の非人は、お城の濠や不淨のものの取り片付けを前々から役目としているので、いよいよもつてその方式を守ること。

右のことについては、各村の庄屋は穢多や非人を残らず呼び出し、幕府からの達しも読み聞かせて、手堅く申し付けること。結局おろかな者たちなので、万事に手ぬるく許しておくと、人前もはばからず勝手なことをするようになると思われるので、今後は些細さきなことでも不相応なことがあれば、厳しく取り締まるよう命じてあるから、よく心得て置くこと。尤も、幕府の達しやこの文面のことがらは、ひと通り読み聞かせたばかりでは理解できないむきもあるので、書付の趣旨の重大なことをよくよく納得させること。もし背く者があれば小屋を焼き捨て、郡外に追放すること。

このたびの達しはもちろん、前々から申し付けた捷筋の趣旨を、庄屋は毎年一度みなに申し聞かせ、委しく申し付けること。

これは享保十三年（一七二八）の差別法令から見ると、随分と差別が強化されている。雨天の場合は竹の皮の笠をかぶるよう定められていたものが、竹の皮の笠もいけない、菰をかぶるよう規制が厳しくなっている。そして日常の服装規則としては、髪の元結いを藁か引き裂き紙にするように命じられている。一見して被差別部落の者であることが分かる服装、これが差別意識を人びとに植えつけるには、いちばん手っ取り早い方法なのである。また「穢多」の「非人」監視が強調されている。これは宝暦十年（一七六〇）の達しにもあつたが、「穢多」が「非人」より上位にあることを再度確認したものである。一定の条件のもとでは足抜きができる、「非人」に落とされる前の身分である百姓や町人にかけることができる「非人」にとつては、絶対に固定された「穢多」身分の者より自由だとする考え、すなわち優越感を持つわけで、それが身分的には「穢多」の下位に置かれることにより、相互に反発させ、分裂を策した実に巧妙な分裂支配の実態をここに見ることができる。

差別は拡延する

この幕府の触れ書きによれば、盜賊はじめ風儀の悪いのは被差別部落の故にされている。しかし小倉藩の実態は先に記したように、寛延三年（一七五〇）あるいは宝暦十年（一七六〇）の「達し」に見られるように、被差別部落がその原因をなしてはいない。むしろ被差別部落の人びとに、盜賊をはじめ風儀の悪いものに対する監督的役目の遂行が強調されている。

安永七年（一七七八）の幕府による「穢多・非人風俗の儀に付き御触れ書」は、動搖する封建体制を身分制度を厳しくすることによって食い止めようとするものである。特に小倉藩においては、危機的様相にまで立ち至った封建社会の立て直しが、何よりも急務であった。幕府の触れ書と同時に達した小倉藩の添え書き

が、それを証しているし、以後、家老犬甘兵庫知寛によつて遂行される強引な諸改革による体制強化策が、それを物語つている。だから結果から考へるならば、安永七年の幕府の触れ書と小倉藩の添え書きを梃子として、傾斜しつつあつた封建体制を身分制の強化—被差別部落に対する差別の強化—によつて、体制の維持・強化へと進めたものと言ひ得る。

差別はまずいちばん弱いところから実施される。そして、次々に強い方に向かつて拡延され、強いものが弱化されることになる。それは差別を実施するということ自体が、体制維持のための分裂支配であるからそうなるのである。最も弱い最下位の身分のものに押しつけられた差別は、次はその上に位置づけられた身分のものに拡延されることになる。ほんとうは他人ごとではない、明日はわが身にふりかかることとして、連帶して差別に対する抵抗を行うべき原則的なことがらなのであるが、分裂支配—身分制社会—によつて生まれた身分制度は、少なくとも自分を最下位と認識しない幻想と強固な体制への^{あきら}諦めを生み、連帶の成立する余地を消し去つてしまふのである。

のこと（差別の拡延）は安永七年の小倉藩の添え書きの中に、はつきり現れている。もちろん安永七年の場合だけではない。以後、年代が下がるにつれて触れ出される生活規則の儉約令や差別法令すべてに対しても言えることである。享保十三年（一七二八）には同居を禁じて、社会から疎外するスタートがきられ、安永七年には許可なく百姓家の戸口から中へ入ることが禁止され、寺社や催しものの場所その他、大勢の人が集まる場所への出入禁止、夜中に小倉城下町に入ることなどが禁止された。同居の禁—社会からの疎外—が具体的に広がつてくるのである。そして雨天の場合、穢多は竹の皮の笠が許されていたのが取り消され、菰を

かぶるよう規定される。また享保十三年（一七二八）非人は藁か引き裂き紙で茶筅髪にするよう定められたのが、安永七年（一七七八）には穢多も藁か引き裂き紙で髪をくくるようになる。これは茶筅髪ではないにしても、髻を結ぶ材料は非人と同様のものに拡延されてきたのである。

五 小倉藩寛政の改革

うち続く天災と 安永七年（一七七八）の差別法令は家老犬甘兵庫知寛が、以後の改革を進める上で、結財政立て直し策 果的にはその地ならしのような役割を果たすことになる。それでも犬甘の当初の政治は、かなりまとまることなく、努力した跡がうかがえる。

犬甘は安永八年（一七七九）勝手方引受の家老になり、藩政を推進する中心の座につく。犬甘はまず家の武士に対する知行・扶持米の支給を全部やめてしまつたこと言われている。それは禄高に関係なく武家の構成人数（家族・家来・下男・下女など）に対して、一人日に五合の米を支給したと言われている。これを面扶（めんぶ）持制というが、これを三年間実施した。藩士の中で禄高の高い者は大きな不満を持ったが、藩財政は幾分か息を吹きかえすことができた。

そして次には藩の計画による新地開発に手をつける。年貢增收の基本は新しく田畠を増やすことがなんといつても第一である。ほんとうは出奔百姓などで耕作者のいなくなつた田畠に、新しく百姓を入れていけばよいのであるが、各村々は村内の実情がどうであれ、納める年貢は一定しているので、藩としてはそのよう